

社会福祉法人謙心会 第12回理事会議事録

1 開催日時

平成31年3月23日 午前10時00分から午前11時15分まで

2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81

特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

3 理事総数 6人

4 出席した理事の数及び氏名 5人

理事 安藤美代子、中井本秀、鈴木多喜、井上昌子、増淵則雄

監事 室井敏雄

欠席 吉成仁見 理事

5 経過報告

6 議題

(1) 議案第7号 平成30年度資金収支補正予算(第2号)について

(2) 議案第8号 平成31年度事業計画について

(3) 議案第9号 平成31年度資金収支予算について

(4) 議案第10号 職員就業規則の一部改正について

(5) 議案第11号 臨時職員等就業規則の一部改正について

(6) 議案第12号 給与規定の一部改正について

(7) 議案第13号 臨時職員等給与規定の一部改正について

7 議事の経過及び結果

事務局 理事、監事の皆様方には年度末のお忙しいところ理事会にご出席をいただきありがとうございます。NPO時代からまた謙心会になってからも監事としてお世話になり、法人の会計面でご助言ご指導をいただきました。監事の木下武夫様が3月1日にお亡くなりになり、6日に告別式が行われました。にちにちそうとして大変お世話になりました、木下武夫様の御冥福をお祈りいたします。1月、2月とインフルエンザの流行によりまして、特養の入居者と小規模多機能施設かじやの利用者が罹患し、加えて職員も休む状況になりまして、大変な事態になりかけました。その後 かじやで嘔吐や下痢の症状に見舞われたご利用者の方もおりましたが、3月に入りまして落ち着いた状況になっております。昨年は、特別養護老人ホームにちにちそうの入居者が1月から2月にかけて、6人の方がお亡くなりになりました。今年はそういうこともなく落ち着いております。ただ今の出席理事は、5名でありまして、定款第28条第1項に規定する理事の過半数を超えておりますので、本日の理事会は、成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日欠席の吉成理事からは理由を付した欠席届が提出されております。それでは、はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

理事長 本日はご多忙の中、ご出席いただき有難うございます。暖冬ということから乾燥によりかじやで感染症が流行してしまい大変な状況でありました。法人全体として、職員一

丸となり業務に取り組んでいるところであります。又、先程の報告にもありましたが、木下先生につきましてはご冥福をお祈りいたします。本日は宜しく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

次に、議長選出であります。定款第27条の規定によりまして、議長はその都度選任すると規定されておりますが、本日の理事会の議長につきましては、中井本秀理事にお願いしたいと思っておりますが、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、中井理事よろしくお祈りいたします。

議長 中井でございます。それでは、しばらくの間、理事会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長 それでは経過報告に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 平成30年10月27日に第11回理事会が開催され、その後の約5か月間の経過であります。特別大きな事件・事故等はございませんでした。事業の執行及び予算の執行等につきましても問題なく遂行できたと考えております。ただ、先程も申し上げましたが、インフルエンザにつきましては、入居者、利用者及び職員が罹患しまして、憂慮する事態になりましたが、何とか乗り越えまして、3月に入り落ち着いた状態になりました。特養の入居者は、昨年、1月、2月に6人の方がお亡くなりになってしまいましたが、今年は、10月の理事会以降にお亡くなりになった方はおりませんでした。今後とも引き続き入居者の健康管理に注意を払って行きたいと考えております。10月下旬からの各事業所での行事であります。リンゴ狩りや紅葉見物に出かけております。暮れには、クリスマスパーティや忘年会等を開催しております。年が明けまして、初詣や新年会等の行事、2月には節分、3月には各事業所ともひな祭等を実施し楽しませております。各事業所の修繕等につきましては、ふじみのグループホームでは、エアコン3台設置。かじや小規模多機能施設ではお勝手のIH調理器の交換、美原のデイサービスでは、畳みがえとフローリングの修繕を特養では、よしず等の保管場所の物置を設置しております。予算の執行状況であります。概ね順調であります。ただ、一部の予算科目で不足を来すものもあります。補正予算の措置をいたしたいと考え、議案第7号を提案しておりますので、そこで説明させていただきます。課題もありまして、介護施設の宿命かもしれませんが、職員の離職であります。平成30年4月から3月末までに、離職した職員数は、17人です。大田原市及び周辺市町にも介護施設や新たに老健施設が設置されておまして、介護施設にとりましては、職員の確保がますます重要な課題になってまいります。職員の育成と職場定着に向けた取り組みが必要であり重要な問題として捉え対応した行きたいと考えております。社会福祉法人謙心会も特養開設して3年目を迎えようとしております。法人としての組織と人事管理等、大卒の体制は整備されたところでありますが、まだまだ内部管理面での各種会議のあり方、報告、連絡、相談等が十分に行われていると言えない部分もあり、幹部職員と中間の管理職員の育成が急務であり5年後、10年後の法人にとりまして必要なことと考えております。なお、働き方改革により、雇用者として、従業員の労働時間を適切に把握し管理するこ

とが求められますので、従来は紙による出勤、退勤の管理をしておりましたが、最新のICカードによるタイムレコーダーを導入し、4月から雇用主に課せられた課題に対応してまいります。以上で経過報告を終わります。

議長 経過報告の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。
(特に何もなしとの声)

議長 私から質問させていただきます。17人も離職者がいたとの事ですが、それで業務は回っているんですか。

事務局 入れ替わりで入ってきたので何とか行えております。しかし、ようやく慣れてきた頃に離職となると現場の方では非常に大変な状況であります。

議長 そうですか。職員が足りていないのかと心配しましたが、何とか回っているという事であれば安心しました。

議長 その他、何か質問がありますか。質問もないようでありますので、経過報告を終わります。

議長 次に、議事に入ります。議案第7号 平成30年度資金収支補正予算(第2号)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 平成30年度資金収支補正予算(第2号)を説明します。資料の2ページをご覧ください。この後、事業計画、資金収支予算、規則、規程の改正があり、説明に長時間を要しますので、各議案につきまして概要の説明とさせていただきますので、ご了承をお願いします。かじや拠点区分の特養の補正予算になります。真中の今回補正額の欄を中心にご説明いたします。事業活動による収支で、支出の事務費支出の修繕費と利用者負担軽減額に不足を生じますので補正予算の措置をいたしました。修繕費ですが、物置の設置やポンプ室修理、床清掃等により不足を生じますので35万円計上し、利用者負担軽減額は、社会福祉法人として利用者負担額の一部を法人が軽減しその分を法人が負担するもので、現在特養に対象者が4名おいでになります。対象者が増えたことにより負担額が不足を生じますので、65万円計上いたしました。裏面の3ページの補正後予算額の欄をご覧ください。当期資金収支差額合計は、1,099千円となり、当期末支払資金残高は7,010千円であります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第7号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号 平成30年度資金収支補正予算(第2号)については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第8号 平成31年度事業計画について及び議案第9号 平成31年度資金収支予算については関連がありますので一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 平成31年度の社会福祉法人謙心会事業計画をご説明申し上げます。表紙、目次がありまして、3ページをご覧ください。来年度も法人全体としての基本方針・基本理念に変更はありません。3つの理念の下、法令を遵守し、地域や行政との連携を図りながら、良質なサービスを職員一丸となって提供していく所存であります。又、評議員の開催は6月に理事会は、5月、10月、3月に開催する予定であります。監査は5月に実施予定です。次に目標は大きく4つに分けさせていただきました。1に「健全経営」としまして、法人全体での収入確保と支出削減に取り組んで参ります。現在、介護サービス事業者を取り巻く環境はととも厳しい状態が続いております。更に今年10月の消費税増税に伴い、利用者負担が増え、介護サービスの利用抑制が進むことも予想されます。そのような中で、それぞれの事業所で創意工夫し、質の高いサービスを提供することで収入増を図っていききたいと考えております。更に無駄な経費を削減し、エコ・リサイクル活動にも力を入れていききたいと考えております。次に「地域貢献」としまして、より地域との繋がりを強化し、地域に根差した施設運営を行っていききたいと考えております。昨年に発足しました「社会福祉法人連絡会」においては、他法人と連携しながら様々な活動やイベントの実施を考えております。職場体験や実習生の受け入れ、近隣小中学校との交流も積極的に行っていききたいと考えており、31年度からは西原小学校4年生の総合学習における福祉施設の訪問受け入れ施設としても決定したところであります。次に「サービスの質の向上」としまして、法人全体として専門知識・介護技術等の更なる向上に努めていくと共に国の情勢を見ながらではありますが、介護ロボットやインターネットを使用した通信・福祉機器の導入・促進も検討していききたいと考えております。次に4ページに移りまして「人材確保」です。昨今、介護サービス事業所の多くは人出不足が問題となっており、当法人においても例外ではございません。当法人では、介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得に向けた支援の強化を図り、今まで以上に新卒・中途採用にも力を注いでいききたいと考えております。又、働き方改革の推進、離職防止対策にも力を注ぎ、誰もが働きやすい職場作りを目指していききたいと考えております。次の事業所名と組織図には、大きな変更はございません。5ページに移りまして、支援内容と基本業務となります。基本方針は、一人ひとりの個性を尊重した支援、チームケアの実践、地域との関わりを大切にする事の3点であります。介護支援であります。一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その方が今まで送られてきた暮らしが継続できるためのケア、すなわちユニットケアを推進してまいります。以降、ケアマネジメントの充実、事故防止への取組、身体拘束の廃止、虐待防止、認知症への取組を介護支援の柱として実施してまいります。6ページに移りまして健康管理については、嘱託医・看護職員が連携し、那須中央病院・橋本内科クリニック・小倉歯科医院等の協力を受けながら進めてまいります。医療技術の進歩や入所基準が厳しくなったことで、入居者・利用者の医療的ニーズも高まっております。今年度も喀痰吸引・経管栄養が行える介護士の育成を更に進めていくと共に看護職員のスキルアップにも努めていききたいと考えております。看護業務と7ページの個別機能訓練につきましては、記載の事項に取り組んで行きます。特に看護職員と介護職員との連携には重要視しております。8ページにな

りますが、看取り介護については、30年度は特養で2名、かじやで1名の方を施設でお見送りさせていただきました。ご本人もご家族も望まれるケースが多くなっております。今後も医師、看護師、介護職員が連携して、その方らしい最期が迎えられるための支援を行ってまいります。感染症・食中毒の予防については、インフルエンザや胃腸炎の罹患者も出てしまったことから、今年度の研修会で得た知識を活かして予防対策を徹底していきます。褥瘡予防への取り組みもより強化し、今年度に助成金を受け導入した自動体位変換機能付きエアマットを活用しながら適切なケアを実施して参ります。次に9ページの栄養・調理業務であります。食は施設生活における最大の楽しみの一つであります。栄養バランスの取れた美味しい食事が提供できるよう、メニューの充実も図り、見ても楽しめるように季節を感じられる工夫なども行っていきたいと考えております。整理・整頓・清掃・清潔・躰の5Sを徹底し、手作りのおやつ提供を実践して参ります。10ページ、11ページには、事業毎の行事と食事計画が記載してあります。次からは管理・運営になります。会議は、事業推進の意思決定をする調整会議、その下に所長・主任会議それに各職場での職員会議と3階層をとっており、職員会議から建設的な意見を上にあげることを目標としております。その他、給食会議や車両担当者会議において、点在する事業所間での給食・車両管理についての意思統一を図っています。12ページでは、委員会活動・研修会となっておりますが、5つの各委員会を定期的に開催し、多方面の活動を組織的に行って法人全体のニーズや問題解決に取り組んでまいります。職員研修についても、職場内外の研修へ積極的に参加し、職員全体のスキルアップを図ってまいります。来年度は新たに幹部職員研修を実施していく予定です。防災計画については、防災計画に沿って各種訓練を実施し、有事の際にも冷静に行動できるようにしていきたいと考えております。13ページの地域交流活動であります。家族・地域との交流、ボランティアや実習生の受け入れ等を積極的に取り組んでまいります。広報活動としてホームページ内のブログ更新や広報誌を作成し、情報の発信に努めてまいります。次の苦情処理体制につきましても、速やかに適切な対処ができるようにしてまいります。次の個人情報の保護に配慮することは当然であります。法令遵守についても職員に徹底してまいります。15ページですが、情報の公開も介護保険事業者として重要なこととなります。今後も積極的に展開していく考えであります。継続して資源の節約にも取り組んでまいります。16ページになります。財務管理は、電算処理にて合理的に管理していきます。施設整備につきましても、計画的な施設整備に取り組んでまいります。次から事業所別計画になります。特別養護老人ホームは、いよいよ開設3年目であります。新たな目標は、まだまだ十分ではないと言わざるを得ないユニットケアの更なる促進です。ユニットケアの理念は「暮らしの継続」であります。入居者には入居後も今までと変わらない生活を送って頂き、心から「ここが自分の家」と思っただけのような支援を実践していきたいと考えております。各ユニットでもそれぞれ目標を掲げ、職員一丸となって取り組んで行く方針であります。年間行事やクラブ・レクリエーション活動もより充実を図っていきたいと考えております。運営推進会議につきましては、これまで同様に小規模多機能施設のかじやと共同で開催し、利用者や家族の意

見を反映できる会議にしていまいりたいと考えております。短期入所生活介護も本体の特養と共同で取り組んでまいります。平成30年度もお陰様で非常に高い稼働率で事業が運営できました。次年目標としてレクリエーションの充実と入所中も自宅同様に過ごして頂けるためのケアの実践を掲げ、ご利用者・ご家族に更に満足して頂けるような支援に努めて参ります。18ページから19ページに通所介護事業でありますデイサービスの計画が記載されております。楽しく、また来たくなるデイサービスを目指して、各種行事、レクリエーション活動に取り組んでまいります。30年度から強化しております機能訓練は大変好評をいただいております。しかし、入院やお亡くなりになる方が相次ぎ、利用者数は減少しているため、利用者獲得に向けてのPR活動等を強化して参ります。20ページからは認知症対応型共同生活介護事業のグループホームであります。定員9名と入居者も少ないのですが、それがメリットにもなります。家庭的な雰囲気の中で笑顔の絶えない施設づくりに取り組んでおります。31年度は3つの目標を立て、個別ケアの更なる推進に努めていきたいと考えております。21ページからは小規模多機能施設であります。「通いのデイサービス」、「泊りのショートステイ」、「訪問の訪問介護」の各サービスを1つの事業所からまとめて受けられることで、緊急時や突発的なニーズにも臨機応変な対応ができるメリットを活かし、利用者が地域で安心して暮らし続けられるための支援を行って参ります。先ずその一つでありますにちにちそうかじやですが、31年度は、積極的な働きかけと迅速対応を心掛け、安全に過ごして頂けるように支援していきたいと考えております。次ににちにちそうもとまちですが、31年度は、利用者・家族と積極的にコミュニケーションを取ると共に地域との繋がりをより強化できるように努めていきます。また、職員間の連携にも力を注ぎ、働きやすい職場環境作りを進めていきたいとも考えております。最後に24ページの居宅介護支援事業であります。在宅の要援護者のニーズを的確に把握して、適切に利用できる居宅サービス計画づくりに努めてまいります。31年度は、より質の高いケアマネジメントの推進を目指し、主任介護専門員の取得などおのおのスキルアップと他法人との連携促進を図ってまいりたいと考えております。又、30年度の改正の中で示されました医療機関との連携強化にも努めて参ります。以上となりますが、31年度は消費税増税による報酬改定が10月に予定されております。ご利用者・ご家族様にしっかりとご理解をいただけるよう丁寧な説明を行い、事務手続き等もスムーズに進めていけるようにしたいと考えております。以上で事業計画の報告を終わります

事務局 事業計画に引き続き、平成31年度資金収支予算についてご説明いたします。6ページの社会福祉事業の収支予算書は法人全体のものになりますので、拠点区分毎に説明いたします。8ページのかじや拠点区分の予算をご覧ください。かじや拠点は、本部、特養、ショート、かじやの小規模多機能施設、デイサービス、居宅介護支援の6つのサービス区分をまとめた予算であります。左側の本年度予算額を中心に説明いたしますのでよろしくお願ひします。一番上の行の介護保険事業収入は、3億1千1百87万1千円で、前年度と比較し、8百55万9千円の減額計上となっております。デイサービスの利用者の減が大きな要因であります。(6,380千円) 次の行の居宅介護料収入は、7千

3百70万9千円でショートステイとデイサービスの収入で、ショートが3千4百10万5千円でデイサービスが3千9百60万3千円で前年度との比較で、9百22万7千円の減額であります。次の、介護報酬収入は、ショートとデイサービスの介護報酬の約9割分で6千5百14万8千円の計上であります。利用者負担金収入7百60万円は、ショートとデイサービスの利用者が負担する介護報酬の約1割分の計上で前年度と比較し、2百6万1千円の減額であります。地域密着型介護料収入1億6千8百19万6千円は、特養の1億1百42万3千円、かじや小規模多機能施設の6千6百77万3千円で前年度と比較し68万1千円の増額であります。次に、介護報酬収入1億5千1百38万9千円は、特養とかじやの介護報酬の約9割分あります。2行飛んで利用者負担金収入は、特養とかじやの利用者が支払う約1割分の利用者負担金で1千6百80万7千円の計上であります。2行飛んで、居宅介護支援介護料収入は、ケアマネ業務に伴う介護報酬で、6百61万5千円で前年度と同額の計上であります。今年度も、介護予防のケアプランの収入を9行下になります受託事業収入に79万円を計上しております。次に、利用者等利用料収入6千86万1千円は、特養、ショート、かじや小規模、デイサービスの食費、居住費で、前年度と比較し1万3千円の減額計上であります。内訳は、特養が3千5百82万2千円、ショートが1千92万1千円、かじや小規模が1千2百95万5千円、デイサービスが1百16万3千円であります。その他の事業収入2百49万円は、前年度と同額で職員研修のキャリアアップ助成金1百20万円、高齢者等雇用のハローワークからの助成金50万円、先ほど説明しました、受託事業収入79万円であります。受取利息配当金収入は、前年度と同額の5万5千円であります。次に、その他の収入3百95万5千円は、職員の給食費の収入、学生等を受け入れときの研修の謝礼金等であります。事業活動収入計は3億1千5百88万1千円で前年度と比較し、9百42万2千円の減額であります。次に、支出をご覧ください。まず、人件費であります。人件費に2億1千7百74万5円を計上いたしました。前年度と比較し、6百91万8千円の増額であります。収入に占める人件費の割合は、68.9%であります。人件費につきましてはもう少し絞り込みたいのでありますが、どうしても介護離職が続きますので、少し多めの人員配置をせざるを得ない状況にありますことをご理解いただきたいと存じます。内訳は、本部が5百21万5千円、特養が9千9百7万2千円、ショートが1千9百93万2千円、かじや小規模が4千8百4万7千円、デイサービスが3千1百17万9千円、居宅介護が1千4百29万9千円であります。人件費の内訳は、理事長、理事、監事、評議員の役員報酬5百21万5千円、職員給料の8千3百40万円、職員賞与の2千3百62万5千円で夏は1.5か月、冬は2か月、臨時職員の賞与も昨年度は計上しておりましたが、今年度は非常勤職員給与支出に科目替えして計上したため約7百万円の減額になっています。臨時職員は夏0.5か月、冬1か月で計上しております。非常勤職員給与は、賞与分も含め6千5百74万5千円で臨時職員の給与、賞与であります。派遣職員費は、特養に1名、ショートステイに1名配置を予定し、7百20万円の計上で、退職給付は、4百59万で正職員の退職金の積み立てであります。法定福利費は、厚生年金や社会保険の事業者負担分の計上で、2千7百97万円の計上

であります。次に、事業費であります。4千2百96万6千円で、前年度と比較し48万2千円の減額であります。給食費が1千6百75万6千円で入居者や利用者の給食の材料費であります。介護用品費は、特養の入居者のオムツ代が主で2百89万8千円の計上であります。もう少し押さえないのですが入居者の重度化によってオムツの使用量が増加しております。教養娯楽費は、1百84万2千円で夏祭りや敬老会等の費用であります。水道光熱費は、1千1百80万2千円で、そのうち特養は、7百9万円の計上であります。消耗器具備品費は、2百35万円の計上で、保険料が1百44万円、賃借料が1百68万6千円、車輛費が2百73万8千円で車の燃料費等であります。次に、事務費支出であります。2千2百45万3千円を計上し、昨年度と比較し86万円の減額であります。福利厚生費は、2百28万7千円の計上であります。職員互助会への補助金も含まれております。互助会への加入職員は現在99名で組織してから2年目を迎えますが、各種事業を順調に進めております。研修研究費は、1百88万円で幹部職員研修、ユニットケア研修、痰の吸引の研修を実施してまいります。事務消耗品費に1百20万円、修繕費に2百40万円、通信運搬費に1百35万円、業務委託費に3百15万4千円を計上しましたが、嘱託医等の費用であります。賃借料に3百62万4千円を計上しておりますが、介護ソフトやパソコンのリース料等であります。土地・建物賃借料に2百8万円の計上であります。9頁になりますが、支払利息3百13万2千円は、福祉医療機構と栃銀への借入金の利子であります。事業活動支出計は、2億8千6百98万円で次の行の収支差額は、2千8百90万1千円であります。施設整備等による収支は、ショートステイに車の購入を予定し、補助金として2百万円を購入費として4百万円を計上し、設備資金借入金元金償還に1千3百52万4千円を計上しておりますが、福祉医療機構と栃銀への償還額であります。施設整備等資金収支差額は、マイナスの1千5百52万4千円であります。その他の活動による収支は、サービス区分間繰入金収入として、本部に6百万円、特養に7百万円、居宅介護支援に7百50万円の計2千50万円を計上し、サービス区分間繰入金支出として同額2千50万円を計上しており、ショートから8百50万円、かじや小規模多機能施設1千2百万円の支出であります。当期資金収支差額は、1千2百98万7千円で当期末支払資金残高は、4千8百31万3千円あります。

次に、ふじみ拠点区分の予算につきまして、ご説明いたします。27ページをご覧ください。ふじみ拠点区分は、ふじみのグループホームともとまちの小規模多機能施設の予算であります。始めの行の介護保険事業収入は、1億3百83万9千円で前年度と比較しマイナスの1百42万9千円あります。ふじみが3千8百34万円で前年度同額、もとまちが6千5百49万9千円あります。マイナスの要因は、もとまち小規模多機能施設の利用者の介護度が幾分か低くなったためであります。地域密着型介護料が8千2百56万8千円で、ふじみが3千2万4千円、もとまちが5千2百54万4千円あります。介護報酬収入が介護報酬の約9割で7千4百31万2千円となり、利用者負担金収入が介護報酬の約1割分で8百25万6千円あります。利用者等利用料収入が2千1百27万1千円でふじみが8百31万6千円、もとまちが1千2百95万5千円で

あります。利用者が負担する食費と居住費であります。その他の利用料収入2百16万3千円は、ふじみの利用者が負担する光熱費、もとまちの洗濯代等であります。その他の収入1百5万8千円は、職員の給食費等であります。事業活動収入計は、1億4百91万7千円となります。支出の人件費であります。7千2百36万8千円を計上し、前年度と比較し、3百22万7千円の減額であります。収入に占める人件費の割合は、69.0%であります。前年度が若干多めの計上となっていたものを修正した結果であります。職員給料に2千88万円を、職員賞与に6百90万円を、非常勤職員給与に3千5百10万円を、退職給付に40万5千円を、法定福利費は社会保険等の事業者負担分ではありますが、9百89万3千円を計上いたしました。次に、事業費支出に1千3百30万8千円を計上いたしました。前年度と比較し、94万円の減額であります。給食費に6百31万1千円を水道光熱費に3百54万円を計上いたしました。事務費支出に8百92万9千円を計上し、前年度と比較し、46万8千円の減額であります。修繕費に2百万円を計上したいが、ふじみに1百万円、もとまちに1百万円の計上であります。賃借料に1百34万1千円を計上しましたが、介護ソフト、パソコン等のリース料であります。土地・建物賃借料に2百40万円を計上いたしました。ふじみも、もとまちも施設は借り物でありますので、大家への支払費用であります。契約の見直しにより52万8千円現額になっております。事業活動支出計が9千5百14万5千円で事業活動資金収支差額は、9百77万2千円であります。28頁をお願いします。下から3行目ではありますが、当期資金収支差額合計が9百57万2千円で当期末支払資金残高は2千4百21万2千円であります。なお、参考までにサービス区分毎の予算も資料として添付してありますので、参考にご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 事業計画の中で、法人監査が5月とありますが、木下監事がお亡くなりになられて後任者についてはどのようなようになるのでしょうか。

事務局 その他で予定しておりましたが、4月中旬に評議委員会を開催して選任していく予定であります。

鈴木理事 分かりました。有難うございます。

議長 他に質問はありますか。

(特になしの声あり)

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第8号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第8号 平成31年度事業計画については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第9号 平成31年度資金収支予算については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第10号 職員就業規則の一部改正について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号職員就業規則の一部改正につきましてご説明いたします。年次有給休暇の取得率が低調な現状にあるため、働き方改革関連法案の施行によりまして、平成31年4月から年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられましたので、それらの改正と変形労働時間等を適用する職員の職種に関する改正であります。37頁の新旧対照表をご覧ください。第27条は、労働時間及び休憩時間を定めておりますが、変形労働時間制を適用する職員の職種を対象とする職種でなく、対象としない職種以外はすべて適用することができるように改正するため、施設長、事務長、医師及び事務員以外の職員と改正するものであります。次に30条には、休日が定めてありますが、第27条の改正と同様に、施設長、事務長、医師及び事務員以外の職員の休日は、勤務割表によって示すものとする改めるものであります。第30条は、年次有給休暇の規定であります。第30条に3項を付け加えまして、5日の年次有給休暇の確保は取得を目指すものであります。第11項としまして、年次有給休暇を付与された日から1年以内に年次有給休暇のうち5日について、職員の意見を聴いて、その意見を尊重して取得させる。という改正であります。ただし書きによりまして、5日以上取得している職員は問題ないのであります。5日取得していない場合には、取得した日数については、5日から控除すると定めるものであります。端的に申しますと、5日以上の年次有給休暇を職員に取得してもらうことであります。5日の年次有給休暇を取得させなかった場合には、労働基準法の罰則規定が適用され30万円以下の罰金に処せられることとなります。次の第12項は、職員の年次有給休暇を管理するため、月の途中で採用者も、年次有給休暇を付与する基準日は、当月の1日とするものであります。第13項は、この規程も、職員の年次有給休暇を管理するための規定でありまして、年次有給休暇は、採用されてから6月経ちますと年次有給休暇が付与されますが、毎年4月1日に職員が採用されことばかりでなく、毎月のように職員が採用されているのが現状であります。職員それぞれの付与日がことなり、管理が人によって異なり複雑になりますので、翌年度以降の年次有給休暇の付与日を4月1日に統一して管理するための改正であります。具体的に申し上げますと、平成30年4月1日に採用された職員は、平成30年10月1日に10日の年次有給休暇が付与されます。次の付与日は平成31年10月1日で11日が付与されますが、第13項規定によりまして、職員に不利にならないよう平成31年4月1日に6月早く11日が付与されるようになります。5月、6月、7月といつ採用されても翌年度以降は4月1日になります。職員の年次有給休暇を付与する翌年度以降の基準日を4月1日に統一して管理して行きたいと考えております。附則としまして、この規則は、平成31年4月1日から施行する旨定めるもの

であります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 有給を5日以上取らなければならないこととなり、この規則を始めることによって、これまでの体制に何か影響がでてしまう可能性があるのか。

事務局 現在の所、殆どの職員が有給を5日以上取っているので、この規定が始まる事での大きな影響は考えにくいと思います。

鈴木理事 分かりました。有難うございます。

議長 第27条第1項の対象職種に変更があるが、これは何か理由があるんですか。

事務局 現在の規定では、全ての職種を賄いきれない部分が生じてきましたので、逆説的な考えで対象者を絞り、それ以外の職種についてはという記載内容に変更しました。

議長 なるほど、そういうことですか。分かりました。有難うございます。

議長 それともう一点、第35条の「あらかじめ時季を指定して」とありますが、時季の「季」は期間の「期」の間違えではありませんか？

事務局 確かにそのようにも思いますが、法令上ではこちらの「季」が使用されておりますので、そのようにしております。

議長 そうですか。分かりました。有難うございます。

議長 他に質問がありますか。

(特に何もなしとの声)

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第10号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第10号 職員就業規則の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第11号 臨時職員等就業規則の一部改正について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号臨時職員等就業規則の一部改正につきましてご説明いたします。職員就業規則と同様の改正であります。41頁の新旧対照表をご覧ください。第26条は、労働時間及び休憩時間を定めておりますが、施設長、医師及び事務員以外の臨時職員等と改正するものであります。次に29条は、休日が定めてありますが、第26条の改正と同様に、施設長、医師及び事務員以外の職員の休日は、勤務割表によって示すものとすると改めるものであります。第34条は、年次有給休暇の規定であります。第34条に3項を付け加えます。第11項としまして、年次有給休暇が10日以上を付与された臨時職員等に対しては、付与日から1年以内に、当該臨時職員等の有する年次有給休暇日数のうち5日について、法人が臨時職員等の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、第3項又は第9項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものと

する。と定め第12項では、臨時職員等の採用が月の途中であっても、年次有給休暇を付与する基準日は、当月の1日とする。と定め第13項では、臨時職員等に採用された者で所定労働日の8割以上出勤した者には、半年後に1日以上10日以内の年次有給休暇を与えるが、翌年度以降の年次有給休暇を付与する基準日は、第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず4月1日とし勤続年数に応じて2日以上20日以内の年次有給休暇を与える。と定めるものであります。附則とて、この規則は、平成31年4月1日から施行する旨定めるものであります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

議長 13項で「1日以上10日以内」となっているのは何故なのでしょう。

事務局 臨時職員は勤務日数や勤務時間が職員とは異なりますので、勤務状況に応じて有給付与日数が変わってくるためであります。

議長 そういふことですか。分かりました。有難うございます。

議長 他に質問がありますか。

(特に何もなしとの声)

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第11号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第11号 臨時職員等就業規則の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第12号 給与規定の一部改正について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号給与規程の一部改正につきましてご説明いたします。45頁の新旧対照表をご覧ください。第1条は、目的を定めております。制定された年、月を加え、第41条を第42条と条ずれを修正するものであります。第2項につきましても、就業規則第7条を第8条へと条ずれを修正するものであります。第21条は超過勤務手当を定めておりますが、この改正も条ずれの修正でありまして、就業規則第33条を第30条第2項に第37条を第30条第3項に改めるものであります。第23条の2としてオンコール手当の規定を加えるものでありまして、就業規則第5条第8号に規定する看護職員に対し、1回1,000円のオンコール手当を支給する。ただし、特別養護老人ホームに勤務する看護職員に限ると定めるものであります。46頁になりますが、オンコール手当の条を加えたため、第23条の2を第23条の3に条を繰り下げる改正であります。附則としまして、この規程は、平成31年4月1日から施行する旨定めるものであります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

議長 オンコール手当とはどのようなものなのでしょうか。

事務局 夜間帯の緊急時に対応できるように、当番制で看護師が常に電話の繋がる体制を取っています。そして必要時には、施設へ行き対応するようになっていますが、その待機料として新たに支給する手当となります。提案にあたっては、近隣特養の情報を収集して検討して参りました。

議長 電話で施設に行った場合は、その他に手当がでるんですか。

事務局 はい。その場合は時間外手当として支給しております。

議長 そういうものもあるんですね。分かりました。有難うございます。

議長 他に質問がありますか。

(特に何もなしとの声)

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第12号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第12号給与規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第13号 臨時職員等給与規定の一部改正について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第13号臨時職員等給与規程の一部改正につきましてご説明いたします。49頁の新旧対照表をご覧ください。第18条は、扶養手当を定めておりまして、扶養手当は、扶養親族のある嘱託職員に支給するようになっておりしたが、嘱託職員及び臨時職員に対して、法人が特に必要と認めた場合に支給すると改めるものであります。第20条は宿直手当の規定であります。昨年の10月に給与規程を改正し、宿直手当は5,500円としましたが、臨時職員等給与規程の改正もすべきだったのであります。改正がもれておりましたので、改正するものであります。今後このようなことのないよう注意いたします。次が、職員就業規則と同様、オンコール手当の改正であります。臨時職員の看護師にも1回1,000円のオンコール手当を支給し、ただし書きで特別養護老人ホームに勤務する看護職員に限ると定めるものであります。附則としまして、この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第20条の規定は、平成29年10月1日から適用すると定めるものであります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第13号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第13号 臨時職員等給与規定の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 以上で、本日予定した議事は、すべて終了いたしました。次に、その他に移りますが、

皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思います。

(特になし)

議長 それでは、事務局からお願いします。

事務局 先ず監事の選任についてですが、監事の木下武夫さんがお亡くなりになったことに伴い、この先に決算監査も控えておりますので、新たに1名選任したいと考えております。そのためには、評議員会を開催し監事の選任をしなければなりません。そのために、4月中旬か下旬に評議員の選任についてを議題として評議員会を開催いたしますので、ご承知おきください。候補者として相沢康子氏を検討しております。

次に職員互助会についてですが、平成30年4月1日に職員互助会を設立いたしました。2月末で99名が加入しております。平成30年度の事業の内容であります。勤続祝金、結婚、出産等の冠婚葬祭への給付事業を行いました。親睦を図る事業として、4月と11月に懇親会を開催しております。4月には新採用職員の紹介、11月は早めの忘年会として、各職場対抗のアトラクション等で盛り上がりました。職員同士の親睦が図られたものと考えております。また、職員に被服費の助成として6,000円を支給し、6月に夏物、11月に冬物とどちらかを選択して購入しております。夏物、冬物を購入した職員はだいたい半々だったようであります。研修旅行には、1万円の助成し、2月に東京へ観劇と観光に14名が参加し、マイクロバスで出かけております。3月末に8名が茨城県の大洗方面に出かける計画であります。来年度は研修参加者を増やすことと研修先ももう少し増やした実施して行きたいと考えております。それに倶楽部活動があります。現在、野球部、バレー部、よさこい倶楽部の3倶楽部が組織されております。野球部は最後の市の大会で優勝、バレー部も老施協のバレー大会に出場しております。結果はもうひと頑張りといったところでありました。よさこいクラブは12月28日に特養入居者や職員にお披露目しております。

最後に社会福祉法人謙心会の今後の主な予定を申しあげます。4月中に特別養護老人ホームにちにちそうの業者によります一斉床清掃を実施いたします。4月から決算準備に入りまして、4月中旬又は下旬に4月24日頃に評議員会の開催、5月24日に決算監査、6月1日に決算関係の理事会 夕方から懇親会を予定しております。6月19日評議員会、7月27日 社会福祉法人謙心会の夏祭以上のような会議等を予定しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。以上で、その他の説明を終わります。

議長 親睦会の取り組みはとても良いと思います。入居者や利用者で行うものとはまたちがいますからねえ。

議長 事務局からの説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

(特に何もなしとの声)

議長 他に質問もないようでありますので、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時15分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成31年 3 月 26日

議長 中井本秀 

理事名 安藤美代子 

理事名 井上昌子 

理事名 鈴木多喜 

理事名 増淵則雄 

監事名 安井敏雄 

